

第5回三重県飲酒運転防止に関する条例検討会

日 時：平成25年2月13日（水）10:00～11:45

場 所：議事堂3階301委員会室

出席者：三重県飲酒運転防止に関する条例検討会委員9人

資料：第5回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会 事項書

資料1 正副座長たたき台案

資料2 イメージ図

資料3 飲酒運転防止条例たたき台

1 条例の大枠の設定及び具体的内容の検討

委員：ただ今から、第5回三重県飲酒運転防止に関する条例検討会を開催をいたします。

なお、委員は、少し遅れますというご連絡ですので、先に進めさせていただきます。

まず、県外調査の件ですが、2月18日月曜日に宮城県、また、2月19日火曜日に山形県に調査に行くことといたしました。行程等の詳細については、本日の検討会終了後に説明をいたします。本日は、私と副座長で正副座長たたき台案を作成をいたしましたので、この正副座長たたき台案をもとに議論をしていきたいと思っております。皆様からいただきました意見シート、さらには、前回の議論を含めこの案を作らせていただきました。なお、表現等の書きぶりや順序などは、このまま条文になるとは限りませんので、そのあたりはお含み置きをいただきたいと思います。また、これをもとに議論を進める中で、さらに修正等させていただきたいと思っております。まず、私のほうから正副座長たたき台案について一通り説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。それでは、「資料1 正副座長たたき台案」をご覧ください。このたたき台案につきましては、前文を除き10項目の構成にさせていただいております。そして、総論として目的、責任及び努力、そして、各論として基本方針以下8項目を規定をさせていただきました。順次、説明をさせていただきます。まず、「1前文」につきましては、盛り込むかどうかについても最後にご議論をいただきたいと思います。盛り込むとすれば、法律による厳罰化が進む中で、飲酒運転による事故がなくなるという状況を示す。さらには、本条例の目的として飲酒運転の根絶を図るとの内容を入れる。さらには、規範意識の定着、また、飲酒運転は犯罪であるとの文言を入れるのご議論があり、前文を入れるべきというご意見は、委員並びに私が提案をさせてい

ただいております。この盛り込むかどうかは、最後でご議論をいただきたいと思っております。次に、「2目的」でございますが、目的につきましては、「飲酒運転に対する法律による厳罰化が進むにもかかわらず、いまだ県内における飲酒運転による事故がなくなることに鑑み、県の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、教育及び知識の普及、受診義務その他必要な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶を図り、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。」との文言にさせていただきました。なお、ここの教育及び知識の普及につきましては、知識の普及及び教育の順序を反対にしているかどうかという委員の意見を取り入れさせていただきました。次に、「3責務及び努力」の部分につきましては、「県の責務」、さらには「県民の努力」、また、「事業者の努力」の3項目を入れさせていただきました。はじめに、「(1)県の責務」につきましては、アとしまして、「県は、飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とのことで、この4項目目にある基本方針につながる内容としての県の責務を明記をさせていただいております。次に、イといたしまして、「県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に関して、必要な支援を行うものとする。」との項目を入れさせていただきました。この件につきましては、具体的な項目において、例えば、代行業者への支援、さらには、飲酒運転等に取り組むNPO等様々な者に対する県の支援が必要ではないかとの意見をいただきました。代行業者等への支援については、委員からご意見をいただいております。こういった意味から、県の責務として「必要な支援を行うものとする」という項目を入れさせていただいております。そして、点線括弧書きですが、市町との連携につきましては、たたき台案の段階においては規定をしないこととさせていただきました。この件につきましては、皆様とのご議論をいただきながら、規定するかを協議させていただきたいと思っております。次に、「(2)県民の努力」につきましては、「県民は、県が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。」との内容を入れさせていただきました。ここで、説明をさせていただきたいのが、当初の案では「責務」としてあったところを「努力」と書き替えているところがございます。この件については、責務というのは、条例により努力することを命ずるという強い意味合いがありますが、現段階においては自発的な努力を県民に求めるというような内容にさせていただき、「県民の努力」と表記をさせていただいております。それと、この部分に関しましては、括弧書きにあるところを皆さんとご協議をいただきながら、どこまで盛り込むかを決める必要があると

思っております。たたき台案につきましては、「施策への協力」程度にとどめての内容で、ゆえに県民の努力というふうにしております。「施策への協力+自主的な取組」は、各委員からご提案をいただきましたが、この自主的な取組まで入れるかどうか、ここは議論としていただきたいと思っております。さらに、「施策への協力+自主的な取組+通報」として、具体的な方向性を入れる内容として、通報の努力規定を入れてはどうかとの提案をいただいております。これは、二人の委員からいただいておりますが、この自主的な取組ないしは通報というところまで入れていきますと、これは「県民の責務」というふうにしたほうがいいのではないかとということで、ここにつきましては、後ほどイメージ図もお示しをしながら皆さんと議論をし、どこまで盛り込むかを決めさせていただきたいと思っております。次に、「(3)事業者の努力」につきましては、たたき台案では、事業者はその事業の特性を勘案しつつ、飲酒運転の根絶に資するための取組を行うよう努めるものとするという表記にさせていただきました。この事業者の努力につきましても、皆様とのご議論をいただきながら、どこまで規定をするかについては決めていきたいと思っておりますが、このたたき台案においては、事業者はその事業の特性を勘案しつつという言葉をもって、それぞれの具体的な事業者名を記しておりません。例えば、飲食業者を特定するか、さらには特定事業者について規定するか、また、規定する場合、特定事業者ごとにどのような内容とするか。例としては、文書掲示、努力義務等があったかと思っておりますが、この辺もご議論をいただきながら決めていきたいと思っております。この特定事業者等を具体的に規定するべきという意見につきましては、委員、また、私のほうからも提案をさせていただいておりますが、たたき台案にはそこまでは入れておりません。ここは後ほどご議論をいただきます。さらには、従業員教育を規定するかということに関しまして、ここは委員からは、現場教育の重要性を入れるべきであるとの指摘をいただいております。さらには、委員からも教育・指導の必要性をいただいておりますので、これも明文化するか、それとも、これは当然内容として入っている内容なので明文化まではいいのではないかと、この辺のところのご議論をいただきたいと思っております。1ページをおめくりください。ページ切れしておりますが、この県の責務のところに合わせて、他の先進条例では、「公務者の率先垂範」について規定している条例がございます。この公務者の率先垂範を規定するかどうかにつきましても、たたき台案には入れておりません。入れるかどうか皆さんのご議論をいただき決定をさせていただきたいと思っております。次に、「4基本方針」でございます。「(1)県は、3(1)の飲

酒運転の根絶に関する総合的な施策を推進するための基本方針を定めなければならない。」とさせていただきます。そして、具体的な項目とし、「(2)基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。」とし、3点入れております。「ア教育及び知識の普及」これは後ほどの「5教育及び知識の普及」のところの各論に関する事項。「イ再発防止のための措置及び受診義務に関する事項」これは後ほどの「6再発防止のための措置」「7受診義務」に規定をしている内容でございます。さらには、「ウその他飲酒運転の根絶に関して必要な事項」この3点を掲げるものと明記をさせていただきました。そして、「(3)知事は、基本方針を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。」と規定をさせていただきました。そして、「(4)知事は、毎年1回、基本方針に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。」と規定をさせていただきました。ここで皆様とご議論を賜りたいのが、(3)の部分で報告及び公表とさせていただきますが、この方針の策定及び変更につき、議決対象とするかどうかのご議論をいただきたいと思っております。ここについては、委員から議決対象とするべきではないかとの提案をいただいております。さらには、数値目標を設定するか、設定する場合、何に対する数値目標とするのかというところにつきましてもご提案をいただいておりますが、この点についてもご議論を賜りたいと思っております。さらには、この項目は、当初の案から基本方針とさせていただきますが、基本計画としてはどうかというご議論もいただいているところです。ここの部分も後ほど皆様とご議論をいただきながら、基本方針とするか、ないしは、計画としてはどうかというところもご議論をいただきたいと思っております。次に、「5教育及び知識の普及」でございます。「(1)県は、飲酒運転の根絶に関する教育及び知識の普及のために必要な措置を講ずるものとする。」「(2)小学校、中学校、高等学校その他の教育機関は、その性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育を行うよう努めるものとする。」と規定させていただきました。この教育機関における教育並びに知識の普及については、二人の委員から提案をいただいているところです。ここでは、小学校、中学校、高等学校につきまして、その具体的な内容は明記せず、その性格に応じたという表現にさせていただきました。次の点線の括弧書きですが、これは「重点取締区域」を設けるかどうかについてです。これをたたき台案に入れるとすると、1項目加えることとなりますが、この件につきまして、委員から提案をいただいております。今回、18日に宮城県に調査に行く予定になっております。宮城県は、条例中にこの重点

取締区域という項目がございまして、その取組状況等を調査をしたうえで、この内容を設けるかどうかのご議論を賜りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。続きまして、「6再発防止のための措置」でございます。「県は、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発防止のための教育その他必要な措置を講ずるものとする。」ということで、この再発防止のための措置に関しては、委員からご提案をいただいているところでございます。次に、「7受診義務」ですが、「(1)飲酒運転違反者は、県が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受けなければならない。」「(2)県は、医療機関の指定、診断基準等(1)の診断に関して必要な事項を定めなければならない。」「(3)県は、飲酒運転者が(1)の診断を受けない場合には、その家族に対し、飲酒運転者に(1)の診断を受けるよう要請する等必要な協力を求めることができるものとする。」「(4)(1)の診断を行った医療機関は、診断の結果、アルコール依存症と診断した者に対して、アルコール依存症の治療に関する助言を行うことができるものとする。」との内容を規定させていただきました。この受診義務につきましては、委員からアルコール依存症等に対する医療的アプローチが必要ではないかとの提案をいただいております。また、委員からもアルコール依存症等に対策を絞るべきではないかと。さらには、飲酒運転を起こす背景への対策が必要ではないかとの提案をいただいております。また、委員、私からも、再発防止の柱としてこの受診義務を規定してはどうかと提案させていただきました。次に、「8相談」の部分でございます。「県は、飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等からの相談に応じるなど必要な措置を講ずるものとする。」との内容にさせていただきました。この部分については、少しご説明をさせていただきます。当初のたたき台案では、「県は、飲酒運転による事故の被害者及びその家族からの相談に応ずるものとする。」という内容にさせていただきました。しかし、今回の条例は、飲酒運転防止という観点の条例でございます。ここに被害者へのアプローチというのが入るのはどうなのかというご議論を正副座長でしたのととも、二人の委員からも飲酒運転をする者、さらには、家族等へのアプローチとしての相談が必要ではないかとの提案をいただいたところでございます。ゆえに、ここに関しましては、角度を変えて協力等を通じての飲酒運転を根絶するという方向性から、当初は被害者からの相談という部分での相談内容でしたが、そこから飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等からの相談に応じるという内容に変更をさせていただきました。そして、ここに参考として書かせていただいておりますが、被害者の支援につきましては、委員から提案をいただいたと

ころでもありますが、犯罪被害者支援センターが既にあるわけですが、ここで飲酒運転に起因する事故の被害者等の相談を受けることもできるのではないかという部分も確認をさせていただきましたので、この相談につきましては、「被害者に対する相談」から、「おそれのある者及び家族への相談」というふうに変更をさせていただいております。ここもご議論をいただきたいと思います。次に、「9 情報提供」です。県は、 のため、ここは情報提供の目的をどう書き込むかという部分であります。さらには、 に関する情報を提供するものとするということで、少し含みを持たせた書きぶりにさせていただいております。この、「県は、 のため」のところに、情報提供の目的をどう捉えて、これを表現するべきか、ないしは表現せずにいくのか、ここのご議論をいただきたいと思うのと、誰に対しどのような内容の情報を提供するのかというところが、皆様の意見シートでは議論の分かれているところでございます。例えば、「誰に対し」については、県民に対してのみでいいのか。であれば、県はということでもいいわけですが、ないしは市町まで明記をするべきではないか。さらには、事業者に対しての情報提供もするべきではないかとの様々なご意見を賜りました。また、その提供する内容についても、このたたき台案では、何々についてという具体的な項目まで入れておりませんが、皆様の提案の中を見ますと、例えば、検挙者数について、さらには、事故件数など具体的な内容を条例に明記をし、その提供をするべきではないか、このような意見をいただいております。この部分につきましては、誰に対し、どの内容まで、どのような目的を持って提供をするのか、ここは皆さんとご議論をさせていただきながら決めさせていただきたいと思います。次に、「10 表彰」についてです。「県は、飲酒運転の根絶に関する取組に関して、顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。」との内容を規定させていただいております。この部分については、委員、さらに私からも提案をしておりますが、この表彰規定について、他の条例等では「特に顕著な」という内容でありましたが、本条例においては、広くこの表彰規定を充てていきたいということで、「特に」を省いたうえで、「顕著な功績」があると認められるものに対して表彰を行うことができるという内容にしております。最後、「11 委任」です。「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県規則、三重県教育委員会規則又は公安委員会規則で定める。」との内容を規定させていただいております。以上が、正副座長たたき台案ですが、今後の方向性の考え方として、参考資料として方向性としてのイメージ図を資料2として作らせていただきましたので、併せてご覧をいただきたいと

思います。このイメージ図につきましては、まず、今回の条例の背景としては、目的にも少し規定をさせていただきましたが、「法律による厳罰化が進むにもかかわらず、飲酒運転による事故がなくなる」という現状があると。それゆえに今回の方針として「規範意識の定着」、さらには、「再発防止」を柱として本県の飲酒運転の根絶を図るという内容の条例の方針にさせていただきたいと考えております。そして、そのうえで重視する対策として、「規範意識の定着」との方向性から、「教育及び知識の普及」、そして、「再発防止」また、「アルコール依存症対策」という考え方から、「受診義務」を重視する対策として入れさせていただいております。そして、ここからどこまで規定していくかという規定の方向性について、例えば、県民の努力ないしは責務、事業者の努力ないしは責務等でご議論をいただきたいと思います。太陽的、理念的な方向性にもっていくということであれば、根絶に向けて取り組む環境が自発的に広がる、そのような捉え方から条例を規定していったらどうかということで、穏やかな場合の規定の方向性としては、県民の努力、これは施策の協力でもいいのではないかと。さらには、特定事業者の区別もあえて区別はなしに、広く事業者の努力としていいのではないかと。さらには、従業員教育も事業者に任せる形でいいのではないかと。さらには、重点取締区域の規定までは必要ないのではないかとという方向性があると思います。そして、「北風の」という書き方が正しいのかどうか、私も悩んだところでありますが、副座長が「北風と太陽」ってあるよねと言ったので、あえてここに表記をしておりますが、実効性あるというふうに言ったほうが正しいかもしれません。根絶に向けて取り組む環境が進むように、ある程度主導をする方向性として実効性を持たせた場合、厳しめな場合と書いてありますが、実効性をもたせた場合の規定の方向性というふうに変更をいたしましょうか。その場合、例えば、県民の責務として自主的な取組まで表記する。さらには、通報努力義務まで求めるというような内容になるのではないかと。さらには、特定事業者の区別についても、区別をしながら条例に明記していったほうがいいのではないかと。さらには、従業員教育についても、条例に明記をする必要があるのではないかと。さらには、重点取締区域についても、その重点取締区域の条例項目を入れる必要があるのではないかと、こういう考え方があるのではないかとということで、これはあくまでも考え方のもととしてイメージ図を作らせていただきましたので、正副としてはどちらかの方向に持っていきたいというものではございません。参考に捉えていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。それと、当初のたたき台案には、各論の(5)に「体制整備」という項目がございました。

今回、この体制整備については、あえてそこまで書き込む必要はないのではないかと
いうことで、このたたき台案においては削除をさせていただいておりますので、その
点についてもどうぞよろしく願いをいたします。私のほうからは、以上、正副座長
たたき台案の説明をさせていただきました。それでは、ここから、このたたき台案に
ついて疑問点、意見等を含めてご質問、ご意見があれば願いをいたします。その後、
以後の検討会で検討すべき内容をご議論し、固めていく方向に持っていきたいと思
いますので、この場におきましては、この正副座長たたき台案についてのご意見、ご質
問、また疑問点等の内容をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしま
す。それでは、ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

委員：この場は案に対する質問ということでもいいですね。3の(1)の「県の責務」で代行
業とかNPOとかを支援すると規定して、その具体的な内容というのを4の(2)で規
定していくという感じ、例えば、「ウその他飲酒運転の根絶に関して必要な事項」と
いう理解でいいのか確認させてください。

委員：ここに関しましては、3の(1)のイで「県の責務」の一つとして、県は、必要な支
援を行うものとするということで入れさせていただいております。それで、ここはど
こまでの支援をするのかということ、例えば、予算的なものまで伴わせるのかどう
かは、これはこの条例でなかなか書き込むところまでは難しいと思っております。ゆ
えに、必要な支援を行うものとするという項目を、この県の責務で押さえさせてい
ただいて、そのうえで、今、委員ご指摘のとおり、この基本方針のところでのその具体
的な内容をどこまで書き込むかは、ある程度、県の側に委ねる形になるのではないかと
思っております。それについては、この内容が決まったうえで、当然、執行部との議
論もさせていただくわけですが、いわゆる検討会の思いとして、このような内容も盛
り込んでいただきたいということは、伝えながらいけるのではないかと思っておりま
す。そういった意味においては、基本方針の中に県の支援という内容は当然入れる必
要が出てくると思いますし、どういう内容を入れるか等に関しては、この4の(2)の
ウのところでは捉えられていると理解していただいて結構かと思っております。そして、具体
的な部分に関しては、県の側でこの基本方針ないしは基本計画をお作りいただく方向
になると理解をしていただいて結構かと思っております。

委員：分かりました。

委員：一つ確認をさせてほしいのですが、この重点取締区域というのを理解できていない
のですが。

委員：この重点取締区域については、意見シートの中で委員から提案があり、これは宮城県に重点取締区域を規定するという内容があります。この内容について、実効性があるのであれば、本県においてもこの重点取締区域を入れてはどうかという提案がございました。ここについては、あえて項目まで入れずに括弧書きにしたのは、この区域を設けることによってどこまでの実効性があるのか、これを今度 18 日に宮城県に調査に行くわけですが、そこで調査をしたうえで、入れることも含めて決めたほうがいいのではないかとということで、とりあえずこの中には入れてはけません。そこで宮城県の取組を調査し、実効性があるということであれば、内容として 1 項目加えたいとも考えています。

委員：実際に宮城県では、以前いただいた資料の中にも、指定をして公表している経緯もあるのですが、その中身が具体的にどういう目的でどういう範囲のものを指定しているのか。それに伴ってどういう成果なり取組が行われているのかというのが、手持ちの資料の中では判断がつかみませんので、調査の中で明確にしたいと思っています。

委員：ありがとうございます。続いて、県民の「努力」と書いてありますが、私も県民の「責務」と書く必要があると思っています。これは飲酒運転防止、飲酒運転をしないでおこうというのは誰かといったら、その主体は県民自らであるので、やはりここは県民の努力とし、飲酒運転防止の施策への協力は他人事でなく、その主体はやはり県民自体であるので、県民の「責務」と強く書くべきだと私は思います。

委員：今、委員からご提案いただいたのは、「3(2)県民の努力」のところですが、まさしくここについては、委員の意見シートの中では、自らが意識を強く持つ必要性を明記してはどうかという提案をいただいているところです。次回以降、この県民の努力のところについては、どこまで規定するのか、まさしくここはご議論をいただきながら、今、委員は、施策への協力とともに自主的な取組までは明記すべきだというご意見と、そういった意味から県民の責務と表記すべきだというご意見をいただいたと理解をしています。ですから、ここは協力にとどめるのか、自主的な取組まで入れるのか、ないしは、通報努力義務まで入れるのか、ここは次回以降、まさしくご議論をいただきたいと思いますので、委員の思いも入れながら決定をさせていただきたいと思います。ほか、どうでしょうか。

委員：ポイントをまとめていただきまして、今後の議論をしやすいしていただいておりますので、まずもって、深く感謝申し上げたいと思います。今の委員のお話がありましたように、県民の方にどこまで求めるかによっては、目的のところに県民自らの意識

を高めるとか、そういう言葉も入ってくるという前提で、県民の努力なのか、県民の責務なのか、事業者についても議論させていただきたいと思います。いつも条例検討会のときに毎回毎回、事務局に確認して申し訳ないですが、「県は」という主語、「知事は」という主語、「公安委員会は」という主語、それぞれの使い分けの考え方、今回この条例について、特に公安委員会という言葉が出てこないのですが、例えば、宮城県の場合ですと、情報提供は主体は公安委員会と書いてあったりしているんですね。公表する内容というのは、公安委員会所管の情報も含まれてくる中で、例えば、基本方針の報告も、知事はというふうに謳ってしまっているのかどうか、そこまで今回精査された中での提案になっているのかどうかというところを確認させていただきたい。良い悪いでなくて、私自身が「県は」という主語、「知事は」という主語、「公安委員会」という主語を今回の条例でどう使い分けたいのかというのが不明確なので、その確認も含めての質問ととらえていただければと思っています。それと、再発防止のための措置と受診義務というのは、非常にリンクしている話なので、もし受診義務まで盛り込むことになるならば、再発防止のための措置の一環として、柱として受診義務というものが入ってきてもいいのかなという感じは受けています。これは私の意見です。それから、私も提案させていただいているんですが、飲酒運転根絶の日であるとか、今、春夏秋冬キャンペーンで飲酒運転防止のための活動をやっているんですが、この日は飲酒運転根絶の日ですみたいな、そういうのをやるかということも検討していただきたい。基本方針なりその中に謳われてくるのかもしれないですが、通常は条例でそういう日を定めておくと、より明確化されるということもあって、飲酒運転根絶週間でもなんでもいいのですが、それについての取扱いについても、またご検討賜ればと思います。先ほどのところだけ教えていただきたいのですが。

委員：事務局。

事務局：「県は」というのは、知事も県警も公安委員会もすべて含むと考えております。

その中で特に計画を作る部局等があれば、知事はというような形で整理をしていくべきかと考えております。

委員：「県は」といった場合は、公安委員会や教育委員会という知事部局以外のところも入ってくるということで、「知事は」というところは知事部局だけだと。「公安委員会は」といったときは、本当に公安委員会が所管していることだけがその後書かれてくるという理解をさせてもらいたいということですね。

事務局：おっしゃるとおりでございます。

委員：分かりました。例えば、今回の正副座長案では、そこまでの精査はまだされていなかったという前提で今は考えさせてもらってよろしいですか。そこだけ確認を。

委員：明らかにこれはこうだろうという部分に関しては、例えば、「知事は」という書きぶりにさせていただいているところもありますが、「県は」という書きぶりのところをさらに対象を絞り込んで、「公安委員会は」にしたほうがいいのではないかとかいうところが出てくるのであれば、それは今後精査をしていくものであると思っておりますが、今は「県は」という書きぶりのほうが多いと認識をしております。

委員：ありがとうございます。今回、私も宮城県へ行かせていただく予定をしていますが、重点取締区域の話に加えて、情報提供のところ、宮城県の条例でも公安委員会は、市町村に対し、また事業者に対しても、あなたの市ではどれぐらいの違反者がいたんですよとか、事業者に、あなたの従業員何人が違反でしたよとか、そこまで提供することを規定していますが、この実態についてもぜひ調査をして、まさにこの情報提供の目的、効果、その辺をぜひ調べていきたいという意識の共有をこの場でさせていただきたいと思います。それから、基本方針か基本計画かというところは、確認ですが、基本方針というのは比較的、漠然とした感じで、基本計画というと具体的な事業名とか、場合によっては3年間なり4年間なりの基本計画に要する事業費まで含めたような細かなところまで定めるべきではないかと。その違いで基本方針、基本計画という言葉づかいをしてるのかどうかというところを確認させていただきたい。

委員：方針というのは目指す方向性そのものですので、具体的な期間というところまではない、いわゆる計画を実行するうえでのおおよその方向性だと思います。当然計画の上に位置するものが方針です。計画となると、具体的な実効性を伴った期間を何年にするとか、どういう内容か、例えば、目標まで入れていくとなると、やはりこれは計画となってくるというように思いますが、その辺の違いのところ、明記をしていく必要があるかと思えます。今回は基本方針としてとらえておりますが、方針の次にさらに計画とする必要性が出てくるのか、ないしは、ここは基本計画としてガチッと固めていくのか、ここは少しご議論があってもいいかと思っておりますが、ひとまずは方針という位置づけで計画を作る方向性を持たせるというふうに捉えております。事務局、補足的にどうですか。

事務局：方針というのは、座長言われましたようにどういう方向を目指すのかという概念で、辞書を調べても書いてございますし、計画は具体性ということで、議決まで求めるということになると、計画という方向へ出てくるのではないかと思っております。

ます。

委員：これからの議論ですが、私も「みえ県民力ビジョン」の該当するところをもう1回チェックをさせていただいて、同じようなものが出来上がってきててもあまり意味がないと思いますので、みえ県民力ビジョン・行動計画とのリンクも議論をする参考にしていきたいと思います。

委員：分かりました。ありがとうございます。先ほどの委員からのご意見、質問の中で、県はとか、知事はとか、公安委員会は、というところはどういう書きぶりなのかというところで、説明が不足しましたが、今回のたたき台案には定義というところの項目がありません。やはり定義を最低限したほうがいいのではないかとする場合、まさしくそこでそういう定義をするべきかどうか、これは最後のほうで前文を付けるかどうか、ないしは、最終的なこの条例の名称をどうするかと併せて、定義の項目を入れるかどうかはご議論をしていただくべきかと私も思っております。それと、説明の中で情報提供の「誰に対し」のところ、事業者の部分、ここもまさしく今度18日に宮城県におじゃまをして、宮城県は条例中に事業者に対しても情報提供をするという項目があります。ここの部分を具体的に調査したうえで、ここのところはどこまで書いていくかという内容については、当然議論をいただく内容であると思っておりますので、そういう理解でよろしく願いをいたします。また、根絶の日を入れるかどうかに関しましては、たたき台案には確かに今ご提案のとおり入れておりません。今、意見シートを見ますとそういうのを入れたらどうかというご議論もありますので、これは議論の一つとして入れるかどうか議論の項目に入れさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。ほか、どうでしょうか。

委員：まずは率直な感想は、非常にいろいろ我々の意見、思いを一つにまとめて、先ほど委員も評価をされていましたが、よくまとめていただいたと思います。加えて、イメージ図のほう、これはしっかり分かりやすいように可視化していただいたような部分もありまして、本当にありがたいと思っています。このイメージ図ですが、このとおりだと思います。規範意識の定着と再発防止、私は個人的には再発防止のほうを本県の条例としては柱としていくべきではないかという思いが非常に強いものですから、そのあたりでは受診義務によって再発を防止していくということも落とし込んでいただいて、本当にありがたいと。ただ、今後、議論していくうえにおいて、確かに太陽的、北風の的というふうに分けていただいて、ただ、北風の的の部分、厳罰化の方向という縛っていくというか、その部分については、私個人としては、道路交通法の改

正などによって厳罰化の方向がどんどん進んで来ていますので、そこを補完する県条例としては、太陽的な部分に厚みを持たせていくというか、決してこれは座長に反論するわけではないのですが、北風的なことを言い替えて実効性あるというふうにおっしゃいましたが、太陽的な書きぶりでも、私は実効性というのは持たせられるかと思っております。そういうことからすると、それぞれ県民の努力ですとか特定事業者の区別、従業員教育、重点取締区域というふうにそれぞれの項目でどうしていくかを分けていただいておりますが、部分部分によっては太陽的であったりとか、部分的には北風的であったりとかいうところを、本県としては本県の実情に合った形で取り入れていってはどうかと考えています。もちろん厳しくいくところは厳しく言ったほうがいいというところがあるかと思いますが、受診義務というのも確かに厳しいとは思いますが、厳しいとは思いますが、ただ、検挙者に対しては、私は太陽的な施策だとは思っていますので、そんな方向でいってほしいと。あと、もう1点、事務局にも確認をしたいんですが、上位の法令との整合性ではないですが、法令にない部分の上乗せであったり横出しであったりという部分の確認は、今後、厳しめの方向で書きぶりが必要となった場合はしていくんですよね。

事務局：おっしゃるとおりです。今後、法令との関係は調整していく必要がございます。

委員：現時点ではまだ法務文書課とのやり取りはいいないんですね。

事務局：まだでございます。

委員：ありがとうございます。今回の条例たたき台案の方針と、その重視する対策で再発防止というのを大きな柱にさせていただきたいというお話をいただきました。項目の順番として規範意識の定着が先に来ているのでこういう書きぶりにしていますが、今回ずっと議論をしてきた中で、また、参考人質疑等も加えていく中で、法律の厳罰化が進んできた。しかし、なくならない事実があると。そこに対して、よく皆さんからはコアな部分という言葉もいただきましたが、どう光を当てていくのかというところで、やはり規範意識をより定着させていくための教育知識の普及。さらには、そのコアな部分の一つであるアルコール依存症に対するアプローチのところを重視したというか、そういう内容にさせていただいております。併せて、規定の方向性としてどうするかについては、下のほうに「穏やかな場合の」ということで括り、さらには、「厳しめな場合の」ということで括りがありますが、全部を全部こちらへ持っていかなければならないということでは確かにございません。それぞれの規定の中でこの部分はすごく厳しくて、こっこのほうはすごく緩くてとなると、全体のバランスが崩れ

る可能性があります。しかし、その部分はそれぞれにおいて今後、議論をし、例えば、県民の努力ないし責務については、ここまでの規定をしていこう、ないしは、事業者の部分については、ここまでの規定をしていこう、ここまでの規定はせずとも、これで全部読み込めるところは議論をいただきながら決めていきたいと思しますので、その段階に入りましたら、どうぞよろしく願いをいたします。あと、仮に厳しめの方向に持っていったとしても、ここにある内容を、例えば、通報まで求めるとか、特定事業者の区別があるか云々、先進条例には既にここまで書き込んでいるものがありますので、そこからさらに厳しくしていくとか、跳び越えていくような内容では現状ではないと思います。ほか、どうでしょうか。

委員：今回、一番議論になるだろうと思うのは、受診義務です。飲酒運転の違反者の方が一回目の違反から、県が指定する医療機関で診断を受けなければならないと定めるのは、他県でもまだないです。福岡県でも2回目、福岡の場合は罰則がついているという意味では、また違う意味での厳しさがあると思うのですが。実際、県が指定する医療機関というのが、「こころの医療センター」はすぐ浮かびますが、他にも民間でもあるのかどうか。実効性あるものにできるかどうかというところについては、本当に機能する条例にしないといけないと思うので、書いただけで、治療する医療機関が「こころの医療センター」しかないのであれば、やはり志摩や熊野から行くのも遠いですし、そういう意味においても実効性あるものにできるかどうかについては、これから事務局のほうでも情報収集もお願いしたいと思っております。かなりここは議論を深めるべきかと。申し上げたかったもう1点は、我々としてこういうことは必要という結論に至った場合であったとしても、その途中でどういう方にこのことの善し悪しを聞くのがいいのか。参考人で来ていただいた長先生なんかの場合は、当然こういうご意見だったわけですが、これと反対の意見の方もみえるかもしれないので、どういう方にこういうことについての意見を、パブリックコメントで聞くのがいいのか、そうではなくて、もう少しターゲットを絞ってご意見を聞いたらいいのか、少なくともここだけの議論で決めてしまうのは心配なので、進め方としてその辺の配慮をしていただければありがたいということをお願いします。

委員：ありがとうございます。まさしく今回の条例の大きな特徴は、この受診義務であると私もとらえております。それで、今、委員からお話がありましたとおり、この部分に関しては、違反者は1回目から受診義務という方向での規定になっております。福岡は、1回目は受診奨励、2回目は受診義務と。それに違反した者に対しては罰則

という方向ですが、今のたたき台案には罰則規定はないですが、1回目からの受診義務という方向性です。ここに関しましては、当然今後、回数を重ねて、まずはこの委員で議論をし、素案がある程度固まった段階において、当然、県の関係する執行部、公安委員会、このままでいきますと多分教育委員会等もあると思いますが、これらの意見を聞く場面、さらには、この条例に関係する利害関係者、利害関係団体との協議もしていく必要があると思っております。そして、そのうえでパブリックコメントをかけるという流れは当然必要であると思っておりますので、そういう機会を経て成案化していきたいと私自身としても考えております。ほか、どうでしょうか。

委員：いろいろまとめていただいてありがとうございました。法律による厳罰化が今、頭打ちになっている状況で、新たに条例をつくるということで考えたときに、やはり、これは人の命と今後の幸福度ということがすべてかかっている、飲酒運転をすることによって小さい子の学校へ通っているところに突っ込んだりだとか、今までの事例でも命と子どもたちを守るということも含めてそういうことに関わってくるので、私は厳しいほうを定めるべきだと思うんですね。今さらぬるいのを作ってしまったら、厳罰化が頭打ちになっているところで、やはりこれは本当につくったことによって命を守れるのであれば、守るという気迫を込めて厳しく責務とし進めていっていただきたいと私は思っています。

委員：ありがとうございます。確かに目的のところも県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するということを目的の最後に置いております。今回の条例の目的は、県民の命、平穏な生活を守ると。本県においては重大事案というのは起きていませんが、この条例を検討するそのスタートが、未然にこの条例をつくることによって、県民の命、平穏な生活を守っていきたいという部分から方向性は考えていきたいと思っておりますのと、本年に入って本県においても痛ましい飲酒運転を起因とする死亡事故が発生をしています。そういった意味においては、委員のご意見もしっかりと中身に入れ込んでいくことができると感じる部分です。それと、委員の質問の中でお答えするのを一つ忘れておりました。医療機関の指定ですが、これは最終的には県が指定することになりますので、私が言うべきものではないかもしれませんが、やはり想定される範囲においては、「こころの医療センター」が候補として挙がってくるのだらうと思っております。そのうえで当然これは協力を仰いでいくところですが、やはり本県においても、例えば、違反者は昨年でも約600件、摘発件数がありますので、3病院とか、ないしは、それぞれの医療圏に1つぐらいは指定ができていければと思っておりますが、こ

れは医療機関との協議・協力が必要になってきますので、思いとして答えさせていただきます。当然「こころの医療センター」だけでいいということではないのかと私も感じると思います。

委員：方向性が少し議論をされておりますので、私の意見も申し上げておきます。私は厳罰化が頭打ちの中で法律の限界を条例で補うということであれば、それは厳罰化とは一線を画した温かみのある条例でなければならないというのが、かねてから申し上げておるところです。ですから、もしそういう前文などをつくるのであれば、この方向性をしっかりと書き込んでいただきたいと思うわけです。例えば、アルコール依存症の方が今議論になってますが、この方に制裁を加えるのではなく、温かく治療することが方向性であろうと考えております。ですが、一方で、かねてからこれも申し上げておりますが、違反者と依存症というのをイコールで結びつけるのも大変危険だと思っております。ですから、これ1回目から即、受診の義務を課すというのでもまた疑問かとも考えておるところです。情報提供とか教育という規定が今、中に入っておりますが、こういうものがその名の下にかえって社会的な制裁を加えるというようなことがあってはならないということは、十分配慮してつくっていただきたいと考えております。意見を申し上げておきます。

委員：今回、委員から当初から温かみのある内容であるとか、人権に配慮したとか、そのようなご意見をいただいております。今回の受診義務については、書きぶりとしては、制裁を加えるというような方向性にしておるとは正副座長としては考えておりません。もっと言うなら、受診義務まではここでは規定をしておりますが、治療義務まではここでは規定をしておりません。そこは、やはり本人の意思並びに医療機関との理解を持って進めていくという部分にしておりますので、そこは制裁を課すんだと、その人たちが悪なんだというところまでの書きぶりではないかと思うのと、情報提供等についても、福岡なんかは違反者の個別の情報を事業者ないしは事業団体に情報提供することができるという規定があったわけですが、そこまで書くのはどうかということで、ここにはそこまでは入れる方向には多分ならないと思いますので、全体的に温かみのあるというようになるのかどうかまでは、非常にイメージの問題もありますが、少なくとも制裁を課すとか、この人たちはだめなんだというような内容にはする方向ではないのかと。それよりも光を当てていきながら、全体として違反者の方においても良い方向にと言ったら言い方が過ぎるかもしれませんが、持っていけるような、ゆえに再発防止という観点から、その中の項目として受診義務が入っているという内容

だと理解していますので、よろしく申し上げます。

委員：中身については、これからいろいろ議論をさせていただきたいと思います。受診義務の部分は、確か、国のほうで少し法律が検討されておることもありますので、その整合性も見ていただきたいということと、先ほどの情報提供が制裁にならないという部分は、確か参考人さんがアメリカはその辺が非常にきっちりしていて、会社に通報されないというようなことを確かおっしゃっていたと思うので、そういうことも配慮をお願いしたいと申し上げておきます。

委員：当然個人の情報まで事業者・事業団体に行くと、結果的にこちらが考えていなくても制裁になる可能性があると思います。ですから、そこは配慮しながら考えていく必要があるかと。ただ、この情報提供のところの誰に対しては事業者と入っていますが、ここに対してもどういう情報まで出すか、ここはまた皆様のご議論をいただくところかと。我々の想っていないところに現場の方向が動くのはあっていけないと思いますので、そこは配慮していきたいと思います。

委員：受診義務の部分が掘り下げられていますので、その部分をもう少し私の思いをお話ししますと、今回、飲酒運転で検挙された方に対して、非常に厳罰化されている中で、自分でもアルコールの臭いがすると思いながらハンドルを握ってしまう、キーに手をかけてしまうというような行動をしてしまうこと自体が、非情に問題のある多量飲酒だという認識をしてもらうことが大事かと。そのあたり委員がその背景をも見るべきとおっしゃったと思いますが、まさにそこでして、飲酒運転に至るその方の背景にしっかりと目を向けていく。もちろん治療までするかどうかは個人の意思ですが、やはり県としては、そこは問題があるというところを目の前にしっかりと提示をするというか、そういう役割も今回の条例は持たせることができるのではないかと私は思っているもので、受診義務は決して厳罰ではなく太陽的ではないかと言ったのは、そういうところですが、ただ、厳罰化か厳罰の方向だと委員がおっしゃったのですが、決して条例の制定の目的は厳罰化でなくということころは、この委員会の共通認識として、目的にあるところは、やはりやっていくべきかとは感じます。

委員：誤解があると悪いので言わせていただきますが、厳しくと言ったのは、厳罰化という意味ではないのです。制裁を与えるという意味で厳しくという意味ではなくて、やはり県民が自分から自覚を持って規範意識を高めていくという自分への厳しさの意味なのです。だから、それを制裁であるとか、厳しいという意味を私は持っていません。やはり命にかかわることですし、生活に関わることです。だから、ここは例えば、

一つ例を取ると、通報ということがありますが、家族や知り合いが通報するのはすごく厳しい心が要ります。できれば通報したくない。けれども、この後、大きな事故が起きてしまう可能性があるときは通報しなくてはいけない。そのときには自分の中に厳しさを持たなくてははいけません。そういう意味の一人ひとりが飲酒運転を根絶するという意識を持った厳しさという意味で、責務という形の厳しさを取っていただきたいと思った次第ですので、誤解のないようによろしくをお願いします。

委員：このイメージ図の規定の方向性の太陽的・北風の的というのは、どちらかというとな厳罰化云々というよりも、どこまで条文に明文化するかという意味合いとして捉えてもらったほうがいいのかと思います。だから、今の内容でも一部包含するところはありませんし。しかし、そこをより具体化、明確化したほうがいいのではないか、こういう内容でのご検討をいただくことにもなるかと感じているところです。ほか、どうでしょうか。

委員：太陽的・北風の的という一つのプロセスとして捉えたらいいということですね。この規定を明確化して制定するにあたって、こういった文言を使ってこういう規定にしたとか、そういうときにこの言葉を表向きに使うことはないんですね。このものの考え方としてということですね。

委員：今、委員がおっしゃったとおり、太陽的・北風の的という文言をこの条例に入れ込むことはありません。考え方として入れております。そのうえでどういう規定まで明記するかというところで、条例である程度方向性をしっかりと明記しようとするのか、そこまではせずに、県の側の基本方針・計画に委ねようとするのか、そういった部分だと理解していますのでよろしくをお願いします。ほか、どうですか。疑問点、意見、質問等はよろしいですか。今日は大体ここまでぐらいかと思って2時間を考えていたのですが、皆さんの理解力が早くてスムーズにいくものですから。よろしいですか。そうしましたら、ご質問等ご意見は、まず疑問点等を含めて以上とさせていただきます。それで、今後の流れですが、まさしく今いただいた意見も含めて具体的な検討、議論をいただきたいと思っています。それで、最初に総論部分からの検討を進めていくということによろしいですか。そうしましたら、「目的」は中身を議論することによって自ずと変更されてくるところもあると思いますので、「目的」は置いておきまして、「3(1)県の責務」についてどうでしょうか。ここについては、市町との連携は規定しないとありますが、これを入れるのかどうか、この辺が中心になるかと思えます。続いて、「3(2)の県民の努力」については、既に意見等もいただきましたが、

どこまで盛り込むのか。それによって責務という書きぶりを変えるのかどうか、この辺のご議論をいただきたいと思います。そして、「3(3)事業者の努力」については、これもどの程度まで盛り込むのかということで、このたたき台案でいきますと、努力という内容の書きぶりですとどまるとは思います。具体的な事業者まで書いていくのかどうか、ないしは、どういう努力義務を求めるのかどうか。ここはご議論を賜りたいと思います。そして、従業員教育を規定するのかどうか。委員は現場教育ということでご提案いただいておりますが、このあたりをご議論をいただきたいと思います。そして、総論の最後に、公務者の率先垂範規定を明記するかどうか、これをご議論いただく。大まか4点ぐらいかと思いますが、この部分について、今から議論できますか。それとも次回に回しますか。それでは、行けるところまでいきましょう。その後、各論の基本方針で議決対象とするかどうか、方針でいいのかどうかということ、こちらのほうが時間かかるかと思いますが、以降、5、6、7、8、9といきます。では、責務及び努力のところの具体的な議論に入らせていただきたいと思います。まず、「(1)県の責務」については、県は、飲酒運転の根絶に関する総合的な施策の策定と実施する責務を有すると。県は、県民、事業者等が行う取組に関して必要な支援を行うものとするという、この2項目にしておりますが、この内容でいいのかどうか。さらには、市町との連携は、今回、市町との連携を書くことによって、どこまでの具体性を持たせることができるのかどうかということ、入れてはいないのですが、この辺について皆様のご意見をいただきながら決めていきたいと思っています。どうでしょうか。

委員：実際に市町との連携ということについては、よく題目として市町との連携を規定するのですが、具体的に市町が飲酒運転根絶のためにどういうことをされていらっしゃるのかということ、交通安全協会が活動の中心になっていて、それをサポートするというレベルではないか。それほど積極的に特定の施策を実施するというイメージがないのですが、もし情報を持っていらっしゃる方がみえたら教えていただきたいと思います。交通安全協会に対する支援だけであるならば、あえて市町との連携というのは、まさに座長が言われるように書いただけになってしまうので、そうであればあまり意味がないかという気がします。

委員：どうです、その辺のところ、皆さんこういう内容があるとかいうことを含めて。

委員：細かいところまでは忘れてしまいましたが、私も基本的には市との連携は規定しなくてよいかと思っているのですが、重点取締区域の指定だとかそういうようなことを

定めていくようなことになれば、これは当然市町の連携も必要になってきますので、各論にそういうところがもし盛り込まれるのであれば、少し触れておかないといけないのかと、ちょっとイメージレベルで申し訳ないですが。

委員：ほか、どうですか。私としても今回の条例は書いたけども、具体的内容があまりないというものは、あまり入れる必要がないかと思っております、そういった意味では今回、市町との連携は規定をしていないのです。今、副座長が言われたところで多分必要性が出てきたら、それは実行ベースで当然市町と協議しながら県なり公安委員会重点取締区域を決めると思っていますので、それだけをもってここに規定するのはどうかと。ないしは、情報提供で仮に市町に対しての情報提供というところが入れば、そこでの関わりということで、後はそれを受けた市町側がそういった施策を主体的にどう考えていくのかということで、ここまでの規定はいいのではないかと考えているのですが、よろしいですか。

委員：それでよろしいです。あと、連絡とか調整とか、例えば、わかりませんが市町でも何かをやっていたときに重複行政にならないようには気をつけていかないとけないということがありますので、それができればよいと思います。

委員：分かりました。委員どうですか、よろしいですか。

委員：これから個別具体的な中身を議論していく中で、例えば、今、重点取締区域を設けるか設けないかという話もあります。情報提供の目的が市町別にあなたの市では違反者がいましたよ、あなたの町では何人ですということを提供する意義があるのであれば、そこから先は市や町でも何かやってということになるので、個別具体的な中身の中で必要ならば入れていくということによいのではないかと思います。

委員：分かりました。そうしましたら、ひとまず、市町との連携は規定はせずに、情報提供等、また、個別具体的な重点取締区域の指定等のところで、やはり書きぶりとして必要だということが出れば、その段階でまた議論をするということで、ひとまずは「(1) 県の責務」については、このア、イの内容とさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。続きまして、「(2) 県民の努力」につきまして、県民は、県が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとするということで、たたき台案としてはそこまでの施策に対する協力を努めるという内容にとどめております。どの程度まで盛り込むかについては、施策への協力、この原案、さらにはプラス自主的な取組まで入れるべきではないか。ないしは、さらに通報努力規定まで入れるべきではないかということで、皆様のご意見が分かれているところでございま

す。この部分につきまして、皆様のご意見をいただき、形を決めていきたいと思いますが、どうでしょうか。

委員：さっきも言いましたが、責務という強い語彙がほしいと思っているのと、2番が政策への協力だけでなく、自らということですので、で進めていくのがよいと思っています。委員が、の通報も前からおっしゃってみえますが、私は前にも言いましたが、五人組的なようなものは、あまり好ましくないという思いを持っていますので、がいいと思っております。

委員：分かりました。ほか、どうですか。

委員：先ほど申し上げましたように通報のことですが、通報という具体的に警察に通報するとか、そういうところまでは書かなくても、自主的な取組の中に通報など、そういう意思も入れた自主的な取組だったら 番でもいいかなと思いますが、要するに 番を押しします。

委員：まさしく意見が分かれるところと言ったら変ですが、自主的な取組まで自覚という部分で入れようというところはおそらくオーソライズされるかと。施策への協力まででいいじゃないというところからは超えていくかと感じが少しします。それでは、この通報努力義務まで入れるのかどうか、ここが少し意見の分かれるところなのかと思えます。まさしく規定の方向性の部分になりますが、今、委員からは、自主的な取組のところでは通報などという入れ方で含めてもいいのではないかというお話もあったわけですが、ここをもう少し皆さんからご意見をいただきながら決めていきたいと思えます。

委員：私も通報というのは、一言で言うと努力規定といいますが、先進県であったと思うのですが、責務というちょっと言葉が重いかもわかりませんが、一つの自主的な努力規定といたしまして取り組んでいただきたいと思います。努力規定といいますが、そういう形で通報というのも明記していただいたほうがよろしいのではないかと思います。

委員：私は通報を規定することには反対です。それが例え努力義務、もし努力義務という形なら努力義務違反ということになってしまい、いたずらに何か心が荒むような状況を作り出すように私は感じられます。全体として私がかねてから申し上げておるのは、どちらかという温かみのあるという話なので、あまり現状をさらにいろいろなことを被せていくことは、できるだけ控えた形にしていきたいという思いであります。

委員：通報というのは、飲酒をした人が車に乗って行ってしまった後ですよ。行ってし

まうまでにやめときなさいということが先にまず努力としてある。そこを温かみのあるということであれば、そこをポイントに置いたほうがいいかと。それでは、行ってしまった後、通報するののかというのはその人のご判断で、努力規定まではどうかと思うところです。

委員：沖縄県がこういう規定をされていて、3つあるんですが、「県民は飲酒運転をしている者、又は飲酒運転をすることになるおそれのある者に対し、飲酒運転をしないよう声掛けをするなど、状況に応じた適切な対応を講ずるよう努めるものとする」と。委員のお話を踏まえると、こういう書き方なのかという気もします。確かに通報をするよう努力せよと言われると、どうしたらよいのというところもあるかと。今言われるように走り去ってしまったところを通報するというよりは、その前にどういうふうにもみんなで運転をさせないようにするのかというところに力点を置くならば、沖縄県と同様な書き方がいいのかという気もしております。

委員：この沖縄県のをみると、通報努力義務というよりは、「しない、させない」に対して意識を高めていこう、声掛けしていこうと、そういうニュアンスですかね。

委員：通報で私が想像している状況ですが、家族、知り合いの場合と他人の場合があります。家族が当然止めますよね、その前に。しないように声掛けをするというのをした後に行ってしまった。例えば、その後、どこかで事故をして誰かを巻き込んでしまったことをする可能性があるとしたなら、私は通報する責務がなくても通報すると思います。そのほうが防げる。例えば、明らかに飲酒運転という人を見かけた場合、その人が車で運転して行ってしまった場合、どこかで事故になる可能性も高いですね。それを通報しないというのは、私はそのほうが罪だと思います。前も申し上げましたが。明らかに事故や何か大きな悲しい出来事にぶつかってしまう可能性があるのなら、通報するという行動を取ると思います。しかし、それが責務としてあった場合、後で例えば、「通報したやろ」という感じに言われると、これは責務やからって言える状況のほうがいいのではないかと思うんです。しかし、先ほど委員がおっしゃったように沖縄県の状況に応じた適切な対応を講ずるというのには、通報も含まれると思うのですね。だから、この言い方になるのであれば、別に通報という言葉を使わなくてもいいと思います。

委員：委員がおっしゃったとおり、この沖縄の例を今挙げられているわけですが、状況に応じた適切な対応というのには、通報をするという責務、努力義務ですが、これも入るでしょうね。だから、表現の仕方としてこの表現というのは議論の一つかとは感じ

なくはないです。委員が言われた温かみのある、その部分の兼ね合いも考えながら。皆さん、施策への協力という部分だけではなくて、県民自身が自主的な取組や意識、自覚を持つということに関してまではよろしいですかね。入れていこうという部分ですかね。そのうえで通報努力義務を入れるのかどうか。ないしは、それを含んだ形で状況に応じた適切な対応を講ずるよう努力規定として入れるのか。この辺ですかね、議論としては。それも含めて自ら意識を強く持つということにとどめるのでいいのではないかという部分なのか。この辺、もう少し深めていきましょうか。

委員：自主的な取組まで入れるという方向で議論が向いているのですが、まず、そこまでいくのだとしたら、自主的な取組とはどういうものなのかということ議論していただきたい。そうしないと、今、判断がつかないなと思いながら聞かせてもらいました。

委員：自主的な取組として考えられる内容というところですかね。

委員：宮城県なんかすごくわかりやすく書いてあって、ここまで書くべきかどうかというのは法律の絡みなどもありますが、宮城県では県民の責務として、「日常生活において飲酒運転をしない、させない、同乗しない」というように具体的に書いてあります。これはまさに自主的な実践項目として書いてあります。県が行う、又は市町村が行う飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めなさいというところは、自主的な取組として具体的に書かれているのは他県でも共通しているかと思います。あとは、通報するというところまで具体的に書いた適切な措置や、必要な措置まで書かない、というところもあります。少なくとも飲酒運転ということに対して厳しい目を自らにも課すし、委員が言われたように、しようとしている方、している方にも厳しい目を向けるというのは外せない内容かという感じは受けております。

委員：そうすると、自主的な取組のところ、もっぱら自分自身が飲酒運転をしないと。これは当然ですよ。かつ、飲酒運転をさせないというところも、この県民の自主的な取組ないしは自覚というところに入ってくるという考え方は出てくるのではないかと思います。宮城県ほど細かく書く必要はないかと思いますが。だから、もっぱら自分だけというのではなく、飲酒運転をさせない意識自覚、それは家族に対してとか同僚に対してとか、というのも含まれてきながらの考え方としていいのではないかと、今の宮城県の県民の責務なんかを読んでいると感じるところはありますが。

委員：その考え方自体は、ある意味当然かと思います。ただ、それと、施策に協力すれば自動的になりそうな部分でもあるので、自主的な取組がその範囲ということになれば、

施策への協力の段階とそう変わらないかなという気はします。それと、今、通報の話がさらにその次の段階としてありますが、声掛けというのは、今の「しない、させない」みたいな話の範囲としてもある話であって、当然温かい話かなと思います。その先の通報とうなると、やはり非常に一つまた段階が違って、通報というものを適切な状況下であるかどうかという道徳的な部分は当然あるでしょうが、じゃ、しなかったときに規定違反であるということころまではいかないようにすべきだというのが、私の意見です。

委員：たたき台案のプラスの自主的な取組プラス通報というところですが、これは道路交通法があって、普通に国民として「しない・させない・乗らない」、非常に危険と思われるような飲酒した方がハンドルを握りそうだったら、自然とやめなさいと言うので、それを強行に行ったとしたら、おそらくこれは危ないので警察への通報したほうがいいよねというのは、みんなが持っているものだと思うんですね。そういうことからすると、ここでもし規定するのだとすれば、一番本当に我々が条例の中で規定しないといけないのは、施策への協力、今回条例を規定して本県としてこういう施策をやっていく、そのうえにおいて、国民としての元々ベースにあるものプラス、三重県民は三重県が今回条例をつくって、それに基づく基本方針なり基本計画が策定されて、事が実施されるので、それに対して協力してくださいというのが県民への条例として求めていくところかと思います。ただ、プラス部分の書き込みをすることで規範意識の定着に向けて進むであろうということを想定して、何らかの見せ方をする必要あるかと。そういうことからすると、いろいろ申しましたが、僕は、 番で委員の、私が想定しているのはとおっしゃったんですが、そういうことも包含したような書きぶりで「しない・させない・乗らない」、それを未然に防止していくような条文にすべきで、通報までと言うと、委員がおっしゃるように、しなかった場合にどうなのかという議論が出てくるので、これはもうちょっと法律的に判断というか、いろんなシチュエーションを想定しなきゃいけないので、委員の想定しているもの以外のもの、180万余の県民のいろんなシチュエーションの中でこれがどうなるかということを我々は考えていかないといけないので、そういうことからすると、僕は 番でいくのがいいのかなと思っています。分かりにくい話で申し訳ないです。

委員：よく分かりました。自主的な取組の「しない・させない・乗らない」というのは、いわゆる道交法にも考え方として規定されていると。だから、一番今回の条例の目的としているのは、この施策への協力を求めることだと。けども、やはり自主的な取組

での意識自覚を高めていくことも、規範意識を高揚するというところでの一つの方針の特徴として出ているので、そこまで書いてもいいのではないかということですね。そこに包含していくかどうかに関しては、思いとして当然入っていくだろうし入れていくことかと。

委員：1点ちょっと事務局に確認をさせてほしいんですが。例えば、努力を怠ったということに対して、県民の責務と書いてあって、こういう努力をしなさいと書かれていて、それを怠った場合、それは何らかの責任に期される内容まで含まれるものなのかどうか。

事務局：責任的には条文で努めるものとか書いてある場合は、強制力がございませんので、これに従わなくても何ら法的な罰なりというようなことはございません。要は、最後の文面で強制力を持たず文面にしているか、していないかというのが大事になってくるかと思います。

委員：そうしますと、議会基本条例でも議論させてもらいましたが、議決責任と我々よく言いますが、道義的な責任にとどまって、法的な責任はないというのと同じような形で、努力規定の場合は、そういう法的な部分での責任は問われないと。ただ、道義的な部分は残るといっているのはあるんでしょうね。

事務局：あくまで法令なり条例は、県民に強制的な義務を負わせるか負わせないかが重要なところになってきますので、それに違反すると法的な制裁を受けるとか罰則を受けることになりますので、その分かれ目を十分に議論していただくことは大事かと。あと、それ以外のことであれば、表現が一般的に優しく書いてあるとか、きつめに書いてあるといっても、それは法的には同じになってしまいますので。

委員：今、事務局が言われたのは遵法的な部分で、私が言ったのは、道義的な責任を県民に負わすことになるのがどうかということを申し上げておることを付け加えさせていただきたい。通報しなかった場合の努力義務違反という責めを道義的・社会的に受ける可能性があるのではないかということでもあります。

委員：今、少し二人の委員から発言をいただいたので、そこも理解しながらの書きぶりでもいいかと思いますね。ほか、この件についてどうでしょうか。

委員：私としては、通報ということを書いても別に構わないですが、これを仮に書かなかったとしても、分かって通報しなかったということは、委員おっしゃられたように、まさに道義的責任を負わされると思います。書いても書かなくても、そこは道義的な責任は負わされるという中で、より自主的な取組を意識づける意味において、書く書

かないというところがあるかと私は理解させてもらいます。ですので、沖縄県のような書き方でも構いませんし、福岡県みたいに結構厳しく、事故を防止するため警察官に通報又は相談するよう努めるとか、そういう具体的に書くか書かないかというこの違いだけであって、書くことで県民の皆さんにより高い意識を持っていただく効果はあるかと思います。私は通報ということ盛り込むか否かについては、特に必ず入れるべきだとも思わないですし、盛り込んだらいけないというところまではないと思っています。

委員：宮城県へ行きますよね。宮城県も通報まで書き込まれていまして、私は通報を書き込むのに絶対反対というわけではないですが、道義的責任を負わせることに対しての県民の皆さんの受けとめ方、反応、このあたりがどうなのかというのは、非常に心配する部分もあります。宮城県での事例というか、そのあたりも少し参考にするというか、調査をしっかりとしてから判断を。調査をしてから再度議論を。大体皆さんのご意見を私も承知をしたので、調査も参考にしてはどうかと思いました。

委員：私が通報にこだわっているものですから深い議論をいただいてありがとうございます。どうしても通報を入れたいというわけではありません。ただ、三重県が三重県の特徴ある条例をつくる時に、やはり今、鈴木知事がおっしゃっている「幸福実感度」というところがあると思うんですね。そのために今は通報にこだわって話しているわけですが、通報しなかった後に通報しておいたらよかったんじゃないか。また、通報した後でも、どうして通報してしまったんだろうと、いろんな思いが残ると思います。だから、通報という言葉はどうしても入れたいというわけではないんですが、やはり状況に応じた適切な対応を講ずるとかいう文言は入れていただきたいと思います。今回、宮城県でいろいろ状況を聞かせていただいて、ほとんど多くの県が通報ということを盛り込んでいることから、そういう努力又は責務というのが当然必要にはなってきますが、私自身、今皆さんのお話を聞いていて、通報という言葉は必ずしも入れたいという思いはなくなりましたので、適切な対応ということでお考えいただいたらよろしいかと思います。

委員：そうしましたら、委員のご提案もありましたので、宮城県に調査に行って、その項目も聞くということで、その後にはここは決めていきたいと。自主的な取組ということに関しても、飲酒運転をしない、させないという観点が当然入ってくるというところで考えていくのではないかという部分でしょうか。一番の目的は施策への協力なんだというところで、次回、ここは決めていくということによろしいですか。大体方向性

は2つに1つぐらいかと思いますが、ここは少し時間をかけてということにさせていただきます。委員、施策への協力まででとどめるから、少し実質的な取組まで、今みたいな書きぶりだったら入ってもよろしいですかね。

委員：はい。

委員：その辺のところを、また宮城県を調査しながら決めていくということで、大体方向性はいいですかね。少しその部分は置いて、3(2)は決定をしていきたいとします。「3(3)事業者の努力」ですが、あと残り20分ぐらいですが、どうしましょう、議論入りますか。それとも、ここから以降は次回にさせていただきますでしょうか。次回でいいですか。いきなり今日、たたき台案を説明して、時間があつたので具体的内容の議論、検討に入りましたが、これは少し時間を置いたほうが、よりいい議論ができるかと思しますので、では、今日に関しましては、この「3(2)県民の努力」のところについて、宮城県に調査に行ったうえで、実質的な取組に通報を入れていくかどうかを含めて決定していくところまでにとどめさせていただきます、次回、ここからスタートして、具体的に事業者の努力、公務者の率先垂範を入れるかどうか、そして各論という方向に進めさせていただきたいと思しますので、よろしく願いをいたします。それで、大体議論が右に左に広がってもいけませんので、ここに関しては、この議論を中心をお願いしたいというところも少しまとめながら進めていきたいと思しますので、よろしく願いをいたします。その点、よろしいですか。そうしましたら、次回以降、そのような議論を進めさせていただきますので、ご協力のほどよろしく願いをいたします。

2 その他

委員：次に、次回の検討会の日程であります。今日、既に具体的な検討もいただいたところですが、このように議論も深まってきたこともあり、作業のスピードをここから少し早めさせていただきたいと思っております。そこで、可能であれば、3月中に3～4回開催をし、素案を作成していきたいと考えています。そのうえで県並びに公安委員会、教育委員会との協議、さらには、利害関係団体者との協議、そしてパブリックコメントと、こういう流れになりますが。日程の案ですが、4回すべて申し上げます。第1として、1回目として3月4日月曜日の本会議後、2回目として、3月8日金曜日の本会議後、3回目として、3月22日金曜日の予算決算常任委員会後、4回目として、3月28日木曜日の午後1時。当初29日の採決後と思っていたのですが、この日、国の税制改正の状況で本会議が何時開会か分からないものですから、1日早

めてこの日だけ単独でお越しいただくことになるかもしれませんが、基本的に3月4日、8日、22日は本会議ないしは予算決算常任委員会がある日と。その後、例えば、1時間半とか2時間をかけて進めていきたい。28日に関しては、この日は今のところ何もありませんが、午後1時ということで、この4回を提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。28日に予定のある委員の方お見えになる。では、27日とかどうですか。26日の採決日は、この午後に四日市港管理組合の議会が入っているそうです。私もメンバーですが。では、当初私が予定していました29日のこの日、国の税制改正で本会議開催がどうなるか不特定ですが、終了後ということの決りをさせていただいて、例えば、これで本会議が遅れて、その後やるのが難しいという場合は、検討会の流会はあり得るかもしれませんが、その含み置きでひとまず設定させていただいてよろしいですか。では、申し訳ありません。4回目は29日本会議散会后、ここは少し時間が流動化する可能性がありますので、本会議の散会次第によっては流会になる可能性があります、その含み置きでよろしく願いをいたします。では、次回検討会は、3月4日本会議後、3月8日本会議後、3月22日予算決算常任委員会後、3月29日本会議後で開催をすることといたします。本日の議題は以上です。他の委員の皆様から意見等ございましたらご発言をお願いいたします。よろしいですかね。それでは、本日の検討会は終了とさせていただきます。

(終了)